

北栄町、北栄町商工会と一般社団法人 Work Design Lab との  
地方創生に係る包括連携に関する協定書

北栄町(以下「甲」という。)、北栄町商工会(以下「乙」という。 )及び一般社団法人 Work Design Lab (以下「丙」という。 )は、次のとおり包括連携協定(以下「本協定」という。 )を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲、乙及び丙が相互に連携し、各々が持つ強みを持ち寄り、協力することで、北栄町が進める持続可能なまちづくりに向けた地域課題の解決と、産業の振興、地域・都市側双方の人材育成を進め、地方創生に寄与することを目的とする。

(連携事項等)

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するために、次の事項について相互に連携・協力する。

- (1)北栄町における地域課題解決及び産業振興に係る複業人材とのマッチングの推進に関する事
- (2)北栄町における都市・地方双方の人材の共学・共創を通じた課題解決と人材育成のプラットフォームの構築に関する事
- (3)北栄町における関係人口の創出に関する事
- (4)その他、上記(1)～(3)に関連する取り組み

2 甲、乙及び丙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。

3 第1項各号に掲げる事項の実施に係る費用負担、情報管理、成果の取り扱いその他具体的な事項については、甲乙丙協議のうえ、別に定めるものとする。

(協定内容の変更)

第3条 甲、乙又は丙が相手方に対し、本協定の変更を申し出たときは、その都度協議のうえ、必要な変更を書面にて行うものとする。

(期間)

第4条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和6年3月 31 日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の3か月前までに、甲、乙又は丙から書面による解約の申し出がない場合は、期間が満了する日の翌日から起算して更に1年間延長するものとし、以降も同様とする。

(その他)

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲乙丙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和5年4月10日

甲 鳥取県東伯郡北栄町由良宿423-1

北栄町

北栄町長

手嶋俊樹

乙 鳥取県東伯郡北栄町由良宿409

北栄町商工会

会長

小崎 稔

丙 東京都千代田区有楽町1-12-1 新有楽町ビル 10階 SAAI

一般社団法人 Work Design Lab

代表理事

石川貴志